

災害発生時における町田市内保育施設の臨時休園等の基準

1 目的

風水害や地震災害の発生時における市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(以下「保育所等」という。)において、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るため、保育所等の開園や臨時休園等の対応について、基準を定める。

2 風水害(台風や集中豪雨等)に伴う避難情報発令時の対応

(1)臨時休園等の基準

警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合の対応は、以下のとおりとする。

なお、臨時休園となった場合は、当日中に警戒レベルが引き下げられたとしても、安全確認のため原則として1日臨時休園とする。

翌日以降の通常保育の再開は、原則として避難情報が解除された場合又は警戒レベル2以下に引き下げられた場合に行う。

警戒レベル	保育所等の対応	
	浸水想定区域内又は土砂災害警戒(特別警戒)区域内にある保育所等	左記区域外にある保育所等
警戒レベル3 (高齢者等避難)	臨時休園(※)	登園自粛要請 (公共交通機関の計画運休等の状況により、休園とする場合がある。)
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園	

※避難情報等の対象区域が限定的である場合、当該対象区域以外は登園自粛要請とすることがある。

(2)基準による対応

ア 翌日の開園について

- ①既に警戒レベル3以上の避難情報が発令されており、気象庁等が発表する町田市における翌日の雨量等の情報から、翌日も継続することが見込まれる場合
- ②公共交通機関により、翌日の計画運休が発表されている場合

⇒①②の場合

原則として、午後2時を目途に臨時休園又は登園自粛要請の判断を行い、保育所等へメールによる連絡を行ったのち、市ホームページ上で公表する。

③既に警戒レベル3以上の避難情報が発令されているが、翌日も現状の警戒レベルが継続するか等の見通しが難しく、午後2時の時点では最終判断ができない場合

④午後2時の時点で警戒レベル3以上の避難情報は発令されていないが、気象庁等が発表する町田市における翌日の雨量等の情報から、園児の送迎や保育士の確保が困難になることが特に見込まれる場合

⇒③④の場合

午後7時時点の警戒レベルにより判断し、市ホームページ上で公表する(状況により、判断時刻は早まることもある)。この場合は、午後2時を目途に、臨時休園や登園自粛要請の可能性があることを保育所等へのメールや市ホームページ上の情報提供によりお知らせするとともに、午後7時を目途に最終判断を行い、市ホームページ上で公表することを予告する。

		市の動き	保育所等の動き	保護者の動き
①②の場合	午後2時頃	臨時休園又は登園自粛要請の判断 ↓ 保育所等へメール ↓ 市ホームページ上で公表	市からのメールを確認 ↓ 職員、保護者への周知	保育所等からの連絡又は市ホームページの情報を確認 ↓ 臨時休園又は登園自粛要請の情報を把握 ↓ 職場との調整等
③④の場合	午後2時頃	臨時休園又は登園自粛要請の可能性あり ↓ 保育所等へメールで注意喚起・判断予定時刻の予告 ↓ 市ホームページ上で公表(予告)	市からのメールを確認 ↓ 職員、保護者への周知	保育所等からの連絡又は市ホームページの情報を確認 ↓ 臨時休園又は登園自粛要請の可能性のあることを把握 ↓ 職場との調整等
	午後7時頃	臨時休園又は登園自粛要請の有無を最終判断 ↓ 市ホームページ上で公表 ↓ 保育所等へメール	市ホームページ及び市からのメールを確認 ↓ 職員への周知	市ホームページを確認 ↓ 臨時休園又は登園自粛要請の情報を把握 ↓ 職場との調整等

イ 当日の開園について

開園中に警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合は、保護者に早めのお迎えを要請する。なお、浸水想定区域内又は土砂災害警戒(特別警戒)区域内にある保育所等については、各保育所等で定める災害対応マニュアル・避難確保計画に従った行動をとる。

3 地震発生時の対応

地震発生時における建物やライフライン等への影響は施設によって異なるため、市がすべての施設の安全を確認して、臨時休園の要否を判断することができない。そのため、原則として施設設置者が以下の基準により、安全確認及び臨時休園の要否についての判断を行う。なお、施設設置者の判断を市の決定とみなす。

(1)臨時休園等の基準

町田市内において震度5弱以上の地震が発生した場合の保育所等の対応は、以下のとおりとする。

震度	地震発生時の状況	地震発生直後の対応	翌開園時の保育	
5弱以上	①開園中	必要に応じ安全な場所へ避難の上、保護者へお迎えを要請 全園児が帰宅するまで保育継続	【安全に保育が実施できる場合】	①-1 通常保育
			【安全に保育が実施できない場合】	①-2 臨時休園
	②閉園時間中 (閉園から翌開園時までの間)	被害状況の確認	【安全に保育が実施できることの確認ができるまで】 臨時休園	

※震度4以下であっても、安全に保育が実施できない状況が生じた場合は、保育所等は市に報告の上、お迎えの要請又は臨時休園の対応をとる。

≪安全に保育が実施できない場合の例≫

- ・保育施設の被害、停電又は断水などにより、安全な保育の実施が困難な場合
- ・公共交通機関や施設周辺道路等の被災により、保育士等が確保できない場合

(2)基準による対応

【(1)①】開園中に震度5弱以上の地震が発生した際の対応

開園中に震度5弱以上の地震が発生した際は、保育所等は状況に応じて安全な場所への避難等を行い、園児・職員の安全確保を行う。その後、速やかに施設の被害状況等を確認の上、各保育所等の災害対応マニュアル・避難確保計画等で事前に定めている連絡手段を用いて、保護者へお迎えを要請し、全園児が帰宅するまで保育を継続する。

保育所等は、園児・職員の安全確保及び施設の被害状況等の確認を行った後、速やかに、施設の被害状況等及び翌日の開園可否(その時点で判断ができない場合はその旨)について市へ報告を行う。

市は、各保育所等からの報告内容を集約し、各園における施設の被害状況等及び翌日の臨時休園の有無について、市ホームページ上で公表する。

【(1)①-1】安全に保育を実施できる状況であった場合

保育所等は、施設の安全及び翌日の保育環境の確保が確認でき次第、市へ報告するとともに、保護者に翌日開園する旨を連絡する。

【(1)①-2】安全に保育を実施できない状況であった場合

保育所等は、被害状況や公共交通機関の運休状況、保育環境の確保等から翌日の開園ができない場合又は発災当日の午後7時の時点においても安全が確認できない場合、翌日を臨時休園することとし、市へ報告するとともに、保護者へ連絡する。

【(1)②】閉園から翌開園時までの間に震度5弱以上の地震が発生した際の対応

閉園時間中に震度5弱以上の地震が発生した際は、翌日(又は当日)は安全に保育が実施できることの確認ができるまで臨時休園とし、保育所等は、(3)に記載の通常保育再開のための安全確認及び公共交通機関の運行状況、保育環境の確保の確認を行う。

なお、開園時間前に安全確認及び保育環境の確保ができた保育所等は、その旨を市へ報告するとともに、保護者へ連絡の上、通常保育を行う。

保育所等の職員は、震度5弱以上の地震が発生した際、各保育所等の災害対応マニュアル・避難確保計画等に定めている「災害時の参集配備基準」に基づき、保育施設に参集する。

参集した保育所等の職員が施設の被害状況等を確認し、確認ができ次第速やかに、施設の被害状況等及び翌日(又は当日)の臨時休園の有無を市に報告するとともに、保護者へ連絡する。

市は、各保育所等からの上記の報告内容を集約し、施設の被害状況等及び翌日(又は当日)の臨時休園の有無について、市ホームページ上で公表する。

(3)通常保育再開のための確認事項

保育所等は、次の事項を確認し、安全に保育が継続できると判断した場合、通常保育を再開する。

- ・施設の安全確保（建物全体の傾斜・ひび割れ、建物内部の壁・天井のはがれ、棚やキャビネット等の転倒、備品の散乱、窓ガラス等の割れ、窓やドアのゆがみがないか）
- ・施設周辺（道路・交通状況を含む）の安全確保
- ・ライフライン等の状況（電気・上下水道・ガス等）
- ・通信の状況（市・保護者と連絡が取れる状況である等）
- ・保育環境の確保（公共交通機関の運休状況、職員の出勤可否等により判断）
- ・給食の提供の可否（給食提供ができない場合、一時的な弁当持参を検討）
- ・その他、市内における被害状況 等

(4)臨時休園実施後の対応

臨時休園を実施した後、当日又は翌日の開園が可能になった場合は、速やかに、保育所等が市へ通常保育再開の旨及び再開予定時刻を報告するとともに、保護者へ連絡する。

市は、保育所等からの通常保育再開の報告を随時集約し、市のホームページで公表する。

臨時休園を実施した日の午後7時の時点においても通常保育再開の目途が立たない場合には、翌日も休園することとし、その時点の復旧状況等とあわせて市に報告するとともに、保護者へ連絡する。

市は、各保育所等からの報告内容を集約し、市のホームページで公表する。

保護者は、保育所等からの連絡や市のホームページからの情報を確認することにより、翌日の臨時休園の有無を把握し、必要に応じて職場との調整等を行う。

(5)保育所等から市への報告方法

保育所等は、児童福祉施設等災害時情報共有システムにより市への報告を行う。

【地震発生～臨時休園要否の判断、休園実施、通常保育再開までの動き】

	市の動き	保育所等の動き	保護者の動き
開園中に地震が発生した場合	保育所等へ被害状況等及び翌日の開園可否について報告指示 ↓ 各園の被害状況等及び臨時休園情報を市ホームページ上で公表	園児・職員の安全確保、保護者へお迎えを要請 施設の被害状況等の確認 ↓ 翌日の開園可否を判断 ↓ 被害状況等及び翌日の臨時休園の有無について市へ報告 ↓ 職員・保護者への周知	園児の引き取り ↓ 保育所等からの連絡又は市ホームページの情報を確認 ↓ 翌日の臨時休園の有無に関する情報を把握 ↓ (臨時休園の場合)職場との調整等
閉園時間中に地震が発生した場合	震災配備態勢に応じた職員が参集 ↓ 保育所等へ被害状況等及び臨時休園の有無について報告指示 ↓ 各園の被害状況等及び臨時休園情報を市ホームページ上で公表	「災害時の参集配備基準」に基づき職員が参集し、施設の被害状況等を確認 ↓ 翌日(又は当日)の開園可否を判断 ↓ 被害状況等及び翌日(又は当日)の臨時休園の有無について市へ報告 ↓ 職員・保護者への周知	保育所等からの連絡又は市ホームページの情報を確認 ↓ 翌日(又は当日)の臨時休園の有無に関する情報を把握 ↓ (臨時休園の場合)職場との調整等
以降、施設の復旧・安全が確認でき次第 随時	復旧・安全確認ができた保育所等からの報告を受け、翌日の通常保育再開を把握 ↓ 市ホームページ上で公表している臨時休園情報を更新	施設の復旧・安全を確認 ↓ 市へ施設が復旧し安全を確認したこと、当日又は翌日開園する旨及び開園予定時刻を報告 ↓ 職員・保護者への周知	保育所等からの連絡を確認 ↓ 当日又は翌日の開園の情報を把握
臨時休園当日 午後7時頃	当日中に復旧していなかった保育所等へ状況の報告指示 ↓ 市ホームページ上で公表している臨時休園情報を更新	復旧できていない場合、翌日を臨時休園とする判断 ↓ 復旧状況及び翌日(又は当日)の臨時休園について市へ報告 ↓ 職員・保護者への周知	保育所等からの連絡又は市ホームページの情報を確認 ↓ 翌日の臨時休園の情報を把握 ↓ 職場との調整等

※臨時休園の実施後は、通常保育再開まで太枠内の動きを繰り返す。

4 保護者及び職員への周知

- ・市は、本基準の保護者周知を市ホームページ等で行うとともに、保育所等を通じて情報提供を行う。
- ・保育所等は、緊急時の保護者への連絡方法、避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を各園の災害対応マニュアル・避難確保計画であらかじめ定めておき、その内容については職員間での共有を徹底するとともに、必要な事項を保護者へ周知するものとする。
- ・臨時休園等を行う場合には、保育所等はあらかじめ定めた連絡方法により保護者にお知らせをする。

<市ホームページにおける本基準及び臨時休園等に関する情報の掲載場所>

まちだ子育てサイト>あずける>在園児の保護者の皆様へ>災害発生時における保育施設の臨時休園等について

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/3/zaiennji/13027.html>

